

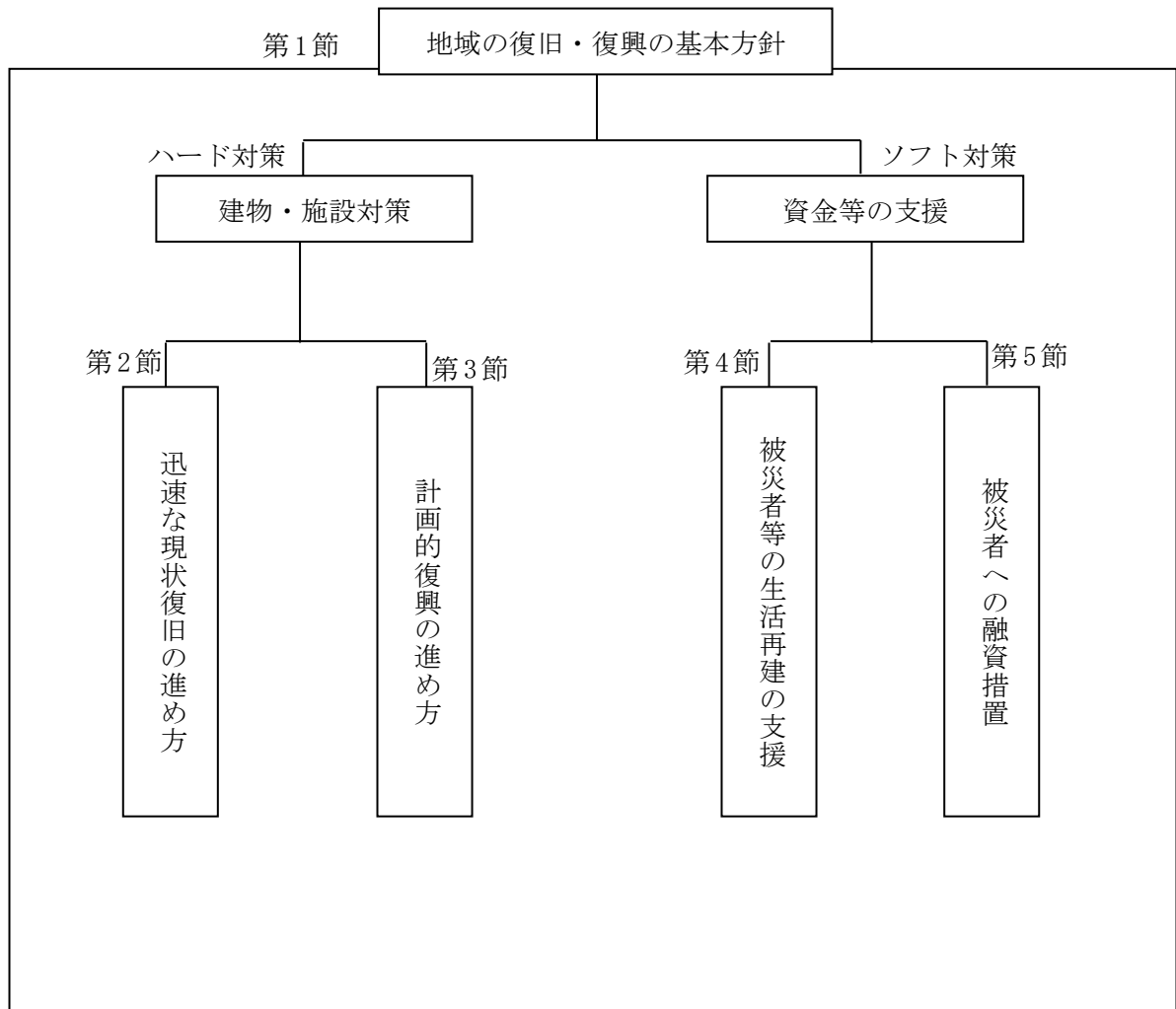
# 第4部 津波災害復旧・復興

津波災害による被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

- 第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定
- 第2節 迅速な現状復旧の進め方
- 第3節 計画的復興の進め方
- 第4節 被災者等の生活再建等の支援
- 第5節 被災者への融資措置

【災害復旧・復興のフロー・チャート】



## **第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定**

市及び県は、被災の状況、被災周辺地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

### **1 被害が比較的軽い場合の基本的方向**

津波に伴う被害が比較的少なく、局地的である場合は迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち、従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり・まちづくりを計画的に推進する。

### **2 被害が甚大な場合の基本的方向**

大規模な津波により甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すものとする。

被災地の復旧・復興は、県及び関係市町村が主体となって住民の意向を尊重しつつ、共同して計画的に行う。ただし、被災地である市町村等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担のもと、財政措置、金融措置及び地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国又は他の地方公共団体等に対して職員の派遣その他の協力を求める。

## 第2節 迅速な原状復旧の進め方

### 1 復旧にあたっての基本方針

ライフライン施設等, 公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は, 各施設の原形復旧と併せ, 特性と災害の原因を詳細に検討して再度災害の発生防止とともに, 被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し, 極力, 早期復旧に努めるものとする。

### 2 復旧事業の推進

以下, 「一般災害対策編 第5部 第1章 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進 第1 2 (一般-5-1-1)」参照

(1) 公共土木施設

(2) ライフライン施設等

ライフライン施設災害の復旧事業の推進については, 基本的には公共土木施設災害の復旧事業の推進に準ずるが, 次の点に特に留意する。

① ライフライン施設災害の復旧にあたっては, ライフライン関係事業者は, 県や市町村を經由して, 可能な範囲で復旧事業の執行に関わる作業許可手続きの簡素化を図るよう国等へ要請する。

② ライフライン及び交通輸送等の関係機関は, 復旧にあたり, 可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

以下, 「一般災害対策編 第5部 第2章 第1節 被災者の生活確保 第2 4～6 (一般-5-2-2)」参照

(3) 災害廃棄物の処理

(4) 損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力要請

(5) 建築物等からの石綿飛散・ばく露防止

以下, 「一般災害対策編 第5部 第1章 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進 第1 3 (一般-5-1-2)」参照

### 3 事業計画の種別

### 第3節 計画的復興の進め方

#### 1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを早急に実施するために復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

市及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携及び広域調整）を行う。

#### 2 計画策定にあたっての理念

計画策定にあたっての理念をまとめると、次のとおりである。

- (1) 再度の災害の防止と、より快適な空間・都市環境を目指す。
- (2) 住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。
- (3) 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見据えた機能的かつゆとりと安らぎのある生活環境を創出する。

#### 3 防災まちづくり

防災まちづくりにあたっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できる限り短時間で避難が可能となるよう、避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の避難関連施設を、都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とする。

この際、都市公園や河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保又は景観構成に資するものであり、その点を住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

## 第4節 被災者等の生活再建等の支援

市及び県は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保及び生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持・回復又は心身のケア等、生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

### 1 各種支援措置の早期実施

市及び県等は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給、床上浸水以上の住宅被害を受けた世帯及び小規模事業に対する被災者生活支援金の支給、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自律的生活再建の支援を行う。詳細については、**一般災害対策編 第5部 第2章 第1節 第4（一般-5-2-3）、同節第5（一般-5-2-4）、同節第6 1～3（一般-5-2-4）及び同章第2節 第1 1～2（一般-5-2-9）参照**

これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、市は、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に災証明書を交付する。詳細については、**一般災害対策編 第5部 第2章 第1節 第10（一般-5-2-7）及び同第11（一般-5-2-7）参照**

以下、「**一般災害対策編 第5部 第2章 第1節 被災者の生活確保 第12（一般-5-2-8）**」参照

### 2 被災者台帳の作成

### 3 税対策による被災者の負担の軽減

市及び県は、必要に応じて税についての期限の延長、徴収猶予及び減免を図る。詳細については、**一般災害対策編 第5部 第2章 第1節 第7（一般-5-2-5）参照**

### 4 住宅確保の支援

市及び県は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用するほか、県は国に対してUR賃貸住宅等の活用を要請する。

### 5 広報・連絡体制の構築

市及び県は、被災者の自立に対する援助及び助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地と避難先の市町村が協力することにより必要な情報や支援・サービスを提供する。

## 6 災害復興基金の設立

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的・弾力的に進めるため、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的・弾力的に推進する手法について検討する。

## 7 雇用の創出

市及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえ、産業振興の方向性に沿って職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる実施する。

## 8 その他

その他、借地借家制度の特例の適用に関する事項や、被災者に対する職業の斡旋、郵便葉書等の無償交付、為替貯金の非常取扱い及び簡易保険郵便年金の非常取扱い等がある。詳細については、**一般災害対策編 第5部 第2章 第1節 第3（一般-5-2-2）**、**同節第8 1～2（一般-5-2-6）**及び**同節第9 1～9（一般-5-2-6）**参照

## 第5節 被災者への融資措置

市及び県は、災害復旧のための融資措置として、被災者中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

### 1 資金選定の指導

市その他の関係機関は、被災者から融資についての相談を受けたときは、各資金の貸付条件その他を十分に説明し、借入事業体に最も適した資金の斡旋指導に当たる。

### 2 資金の種類

災害時における事業資金等の融資は、災害の程度・規模によって異なるが、概ね次の種別による。

#### (1) 農林漁業関係の融資

- ① 天災融資法による経営資金及び事業資金
- ② (株)日本政策金融公庫の災害資金
- ③ 災害復旧つなぎ資金
- ④ (独)奄美群島振興開発基金

詳細については、**一般災害対策編 第5部 第2章 第2節 第3 1～4 (一般-5-2-13) 参照**

#### (2) 商工業関係の融資

- ① 鹿児島県中小企業融資制度 (緊急災害対策資金)
- ② (株)日本政策金融公庫の資金
- ③ (株)商工組合中央金庫資金
- ④ (独)奄美群島振興開発基金

詳細については、**一般災害対策編 第5部 第2章 第2節 第4 1～5 (一般-5-2-20) 参照**

#### (3) 民生関係の融資

生活福祉資金 災害援護資金

詳細については、**一般災害対策編 第5部 第2章 第2節 第1 1～2 (一般-5-2-9) 参照**

#### (4) 住宅資金の融資

- ① 災害復興住宅建設補修資金
- ② 一般個人住宅の災害特別資金
- ③ 地すべり関連住宅資金

詳細については、**一般災害対策編 第5部 第2章 第2節 第2 1～2 (一般-5-2-11) 参照**

### 3 各種資金の貸付条件等

災害時における融資の各資金別の貸付条件等の詳細は「奄美市地域防災計画 (一般災害対策編)」に準じる。